

美浜町農業委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美浜町農業委員会の委員及び美浜町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年条例第11号）に規定された美浜町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の候補者の推薦、募集、選任の手續等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 法第9条の規定に基づき、農業委員の選任方法は、次のとおりとする。

- (1) 農業者からの推薦
- (2) 農業関係者の組織する団体その他関係者からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦及び応募の資格)

第3条 農業委員の候補者として、推薦を受ける者及び応募する者は、農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(推薦及び募集の周知)

第4条 農業委員の候補者の募集に当たっては、次に掲げる方法により、町内の農業者等（法第9条に規定する農業者等をいう。以下同じ。）への周知に努めるものとする。

- (1) 町揭示場への揭示
- (2) 町ホームページへの掲載
- (3) チラシ等

(推薦手続等)

第5条 農業委員の候補者の推薦に当たっては、次の手続を経るものとする。

- (1) 農業者等からの推薦に当たっては、3名以上が連名し、当該農業者等の代表者が美浜町農業委員会委員候補者推薦申込書（個人用）（様式第1号）をもって推薦するものとする。
- (2) 団体等からの推薦に当たっては、当該団体等の代表者が美浜町農業委員会委員候補者推薦申込書（団体用）（様式第2号）をもって推薦するものとする。

2 前項の規定により推薦する者の代表者は、当該推薦申込書に必要な事項を記入の上、美浜町農業委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(応募手続等)

第6条 農業委員の候補者の応募に当たり、募集に応募する者は、美浜町農業委員会委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要な事項を記入の上、事務局に提出するものとする。

(推薦又は募集に応じた者の公表等)

第7条 推薦及び募集期間はおおむね1ヶ月とし、推薦及び募集期間の中間及び期間終了後、次に掲げる方法により遅滞なく公表するものとする。

- (1) 町揭示場への揭示
- (2) 町ホームページへの掲載

2 前項に規定する公表の事項は、次のとおりとする。

- (1) 農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第5条第1項各号に掲げる事項（同規則第5条第1項第1号及び第3号に規定する住所を除く。）
- (2) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (3) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数
（候補者の評価）

第8条 第5条及び第6条の規定に基づき推薦又は募集に応じた者について、町長は、美浜町農業委員候補者評価委員会運営要綱（令和5年要綱第32号）に基づき、美浜町農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に候補者の評価の意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、その合議によって候補者を評価した上で、町長に意見を報告するものとする。

（農業委員の選任）

第9条 町長は、評価委員会の報告を受けて決定した農業委員の候補者について、町議会の同意を得た上で、農業委員を選任し、辞令を交付するとともに、推薦又は募集に応じた者に選任結果を通知するものとする。

（農業委員の補充）

第10条 町長は、農業委員に罷免、失職又は辞任により欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかにその補充に努めなければならない。

2 農業委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、農業委員の選任に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。